

国の所管及び組織体制について(案)

平成23年12月26日

第18回 基本制度ワーキングチーム資料

【基本制度案要綱における記述】

I 総論

〔方針〕

以下の方針のもとに、制度を構築
(中略)

◆ 政府の推進体制の一元化

〔新システムとは〕

以下のような新システムを実現

◆ 政府の推進体制・財源の一元化 (以下略)

VI 新システム実施体制の一元化

○ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討する。

【中間とりまとめにおける記述】

IX その他

1 実施体制

○ 新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討する。

○ なお、国及び地方における実施体制の一元化については、新システムに係る給付の仕組み全般、PDCAサイクルの在り方等に係る議論を踏まえ、検討する。

(参考:基本制度WTにおける主な意見)

(第9回基本制度WT(23年1月27日))

- 皆が考えてきた子どもの政策を一番実現するにはどうしたらいいか、どこがテリトリーかというよりも、まずは子どもにどう返るかということを是非中心に考えていただきたい。〔有識者〕
- 現状の子ども行政は縦割りで、様々な部署に分散して放置されていることを考えますと、内閣府という全体を取りまとめられるところにまず無理のない範囲で、確実な事務局機能を持っていただく。そして子どもに関わる諸課題を大局的にきちんと見渡せる、そういう司令塔になっていただくことが必要ではないかと思います。〔労働団体〕
- 子どもというものを生まれてから18歳までを全体としてトータルに子ども家庭省(仮称)で見ていくのだということであるならば必ずしも反対ではないのです。ただ、これだけはやっていただきたくないということは、例えば小学校入学前のところはとりあえず切り離してという、それはやめていただきたい。〔幼稚園団体〕

(第14回基本制度WT(23年7月6日))

- こども園(仮称)の管轄省庁の一元化というステップを明示すべき。〔有識者〕
- 党の中でずっと子ども・子育てをつくってきた立場から、現在の党の主張もそうですけれども、子ども家庭省(仮称)の旗は絶対おろさない、創設に向けてということでこれを書かせていただきました。ただすぐにこれができることではないということがあり、ただ、スタートに際し、所管が三元化しない工夫が必要だと。
今、私どもが党とも話をしながら考えているのは、内閣府に例えば本体を置いて総合施設(仮称)をこれからやってくる。そこへ、例えば文科の幼稚園のところ、厚労の保育所をやるところが、今、認定こども園のときに、連携室を持ってやっているような形でそれぞれのところにあるにしても、連携室という形で連携をとって一体的にできるような工夫と。まだこれは決定ではありません。私たちの中で考えている話ですけれども、そういうようなことも考えて、なるべく子ども家庭省(仮称)を目指しながら、実施していく上で一体化が図れるような工夫を是非していきたいと思っています。〔小宮山厚労副大臣〕

(第15回基本制度WT(23年10月18日))

- すべての保育所や幼稚園が総合施設(仮称)に移行するためには、今後、国における所管は一本化すべきであると考えます。〔地方団体〕

1. 国における所管の在り方に関する基本的な考え方

以下の点に留意しつつ、子ども・子育て新システムを所管する一元的な組織体制を整備する。

◆現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築。

◆国民から見て分かりやすい一元的な制度とするため、新システムに関する業務について、責任の明確化、責任に伴う体制の整備、窓口の一本化が必要。

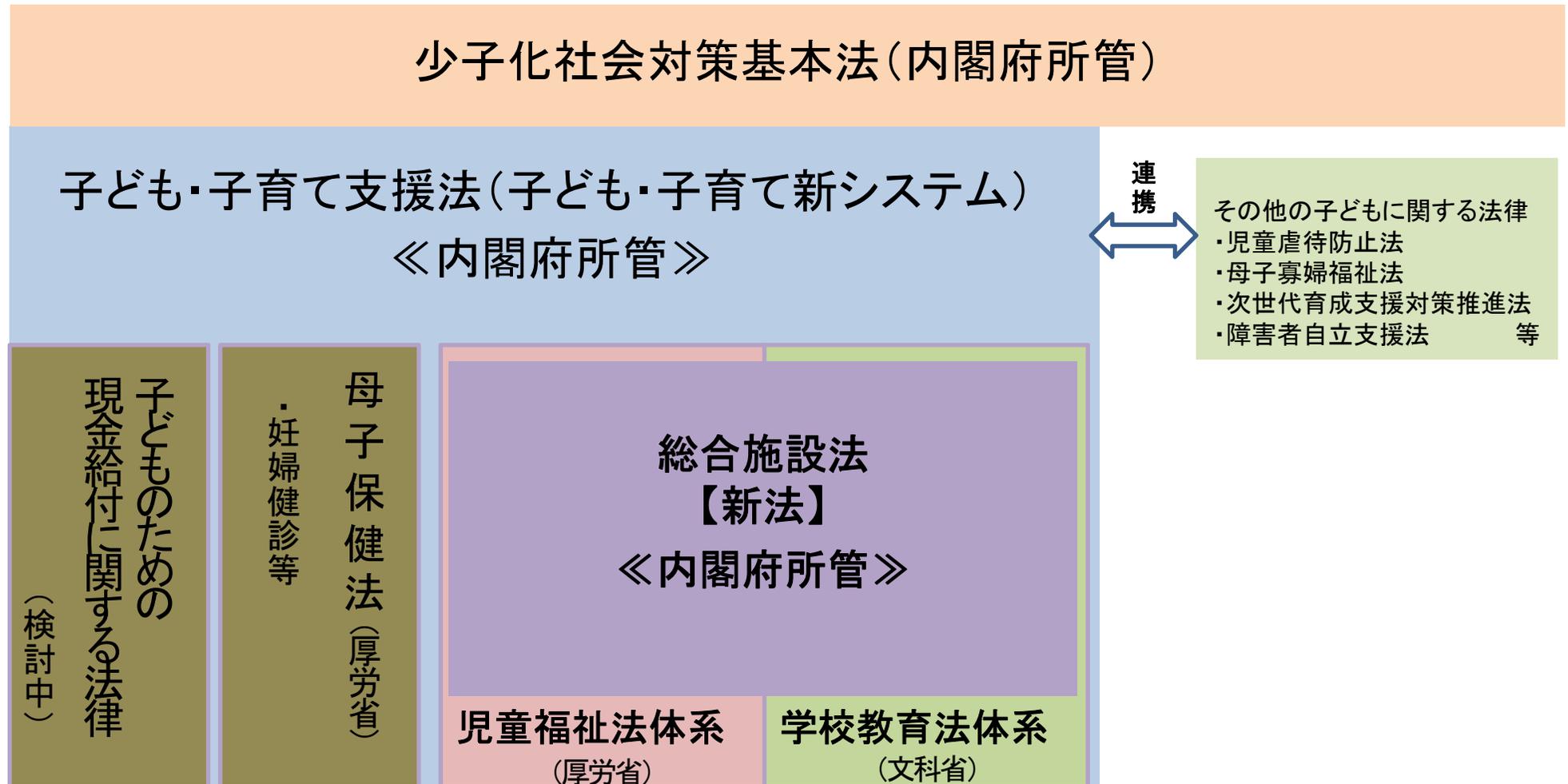
◆新システムは、給付・財源等に関する包括的・一元的な制度を構築するための「子ども・子育て支援法(仮称)」と、「総合施設法(仮称)」をはじめとする各種施設・事業の根拠となる法律によって、法体系が構成されており、法体系ごとに所管の整理が必要。

◆「子ども・子育て支援法(仮称)」は、全ての子どもに良質な育成環境を保障する財源・給付に係るものであり、包括的・一元的な制度の構築を図るためには、同法の事務の所管を原則として1つの省(内閣府)に集約することが必要。

◆「総合施設法(仮称)」は、学校教育法体系における学校及び児童福祉法体系における児童福祉施設としての性格を併せ持つ「一体化施設」であることに鑑み、それにふさわしい体制となるように、所管について整理することが必要。

この一元的な組織体制を基盤とし、基本制度案要綱及び中間とりまとめを踏まえ、省庁再編の際には、子ども家庭省(仮称)の実現を目指す。

国における所管の在り方に関する基本的な考え方のイメージ図



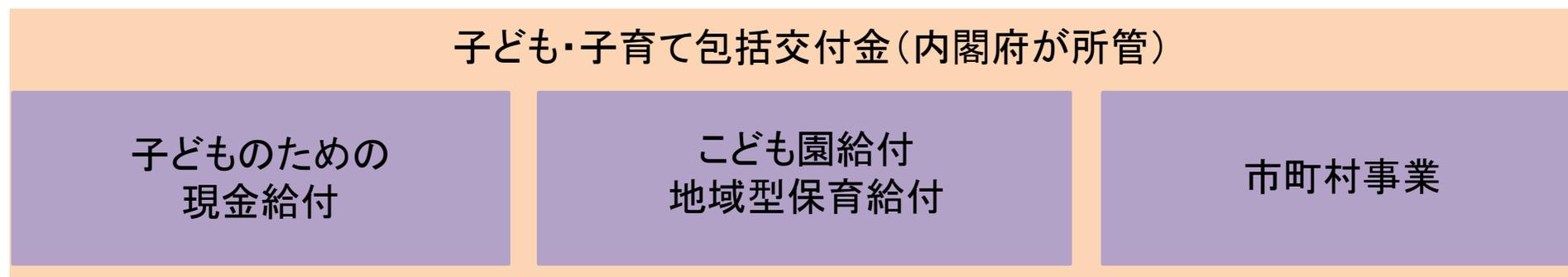
2. 子ども・子育て支援法に係る事務の所管について

子ども・子育て支援法(仮称)に係る事務としては主に以下のようなものが考えられる。

- ①子どものための現金給付に係る事務
- ②保育の必要性及び必要量の認定の基準の策定
- ③認定・給付の手続等に関する主務省令の策定
- ④こども園給付(仮称)等の額に関する基準の作成
- ⑤こども園(仮称)、地域型保育(仮称)の員数や居室の床面積などの基準の策定
- ⑥こども園(仮称)、地域型保育(仮称)の指定基準の策定
- ⑦施設の情報公開に関する主務省令の策定
- ⑧子ども・子育て支援事業(仮称)に関する基準等の策定
- ⑨基本指針の策定
- ⑩都道府県新システム事業支援計画(仮称)に関する事務(受理、助言)
- ⑪定員以上に応募がある場合の選考基準の策定
- ⑫実費徴収の対象範囲、上限額に関する基準の策定
- ⑬低所得者に対する上乗せ徴収に際しての補足給付
- ⑭こども園(仮称)、地域型保育(仮称)の廃止、休止等届出に関する主務省令の策定
- ⑮給付についての使途の報告や文書の提出要求
- ⑯事業主拠出の徴収
- ⑰子ども・子育て包括交付金(仮称)の配分
- ⑱子ども・子育て会議(仮称)の運営

これらの「子ども・子育て支援法(仮称)」における事務については、実施体制の一元化を目指す以上、1つの省で所管することを基本とすべきであり、子ども・子育て新システムが厚労省・文科省等複数の省庁に広く関係する施策を対象とすることから、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管することが適当であると考えられる。必要に応じ、文科省・厚労省等の関係省庁から資料の提供など事務的な協力を得ることが必要。

なお、①子どものための現金給付のあり方、⑰子ども・子育て包括交付金のあり方については、制度設計に当たって、残された検討課題とされており、検討結果を踏まえたものとすることに留意する必要がある。



※図のように交付金を構成する給付の性質により区分を厳密に行うか、どこまでを子ども・子育て包括金に含めるかについては検討中。

3. 総合施設法(総合施設)の所管について

「総合施設(仮称)」は、総合施設法(仮称)に基づく「一体化施設」であり、子ども・子育て支援法(仮称)を所管することとなる内閣府で所管することが適当。

同時に、総合施設の認可を受けることにより、その効果として、学校教育法体系における学校及び児童福祉法体系における児童福祉施設としての性格を併せ持つこととなり、その限りにおいて文科省、厚労省の所管は残ることから、事務の内容に応じて、両省と調整を図ることとする。

また、幼保一体化を円滑に推進するため、内閣府内に「幼保一体化推進統括室(仮称)」を設け、学校教育法体系及び児童福祉法体系との整合性の確保、総合施設・幼稚園・保育所等を通じた一元的な窓口の設置、幼稚園や保育所等の総合施設への移行促進等の事務を行うこととする。

4. 子ども・子育て新システムのための国の組織体制について

「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」においては、「新システムを一元的に実施する子ども家庭省(仮称)の創設に向けて検討する」とあり、新たな事務の受け皿として、省庁再編の際に実現を目指す子ども家庭省(仮称)の基盤となる組織体制を整備する必要がある。

組織体制の案としては、省庁再編を伴う子ども家庭省の設置をにわかに実現することが困難な状況においては、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に、子ども・子育て支援法(仮称)及び総合施設法(仮称)における権限を、内閣府特命担当大臣の下で、適切に実施するための体制(最終頁イメージ参照)を整備する。

なお、これに併せて、子ども・子育て新システムに関する事務を掌理する内閣府特命担当大臣を必置にすることも検討すべきと考えられる。

その際、体制の整備に当たっては、行政組織の肥大化を招かぬよう、内閣府、文科省、厚労省の子ども・子育て施策に関わる体制のスクラップ&ビルドを基本とし、今後調整を進めていくこととする。

5. 内閣府に設置する組織体制の権限について

1. から4. に記載のとおり、内閣府の権限としては、制度所管官庁として子ども・子育て支援法(仮称)及び総合施設法(仮称)を所管する権限を有することになる。

これに加え、子ども・子育て支援及び少子化対策は、新システムの検討体制に見られるように各省に広範に関係し、我が国の社会経済の根幹に関わる問題として、恒常的、継続的に対応することが必要な課題であること等から、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限(各省より一段高い立場から総合調整を行う事務)を持たせることとしたい。

※総合調整権限により、新システムの在り方や幼保一体化の促進などについて、内閣府特命担当大臣から、文科省や厚労省など関係各省に対し、資料の提出や説明を求めたり、勧告などを行うことが可能。

内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一元的体制（イメージ）
《省庁再編の際には子ども家庭省（仮称）へ移行》

